

武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市（以下「市」という。）における新型コロナウイルス感染症対策について、意見を聴取するとともに、助言を求めるため、武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 専門家会議は、次に掲げる事項について調査及び検討をし、その結果を市長に報告及び助言をする。

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大に対する対策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 専門家会議は、保健医療関係者5人以内で組織し、市長が委嘱する。

(座長等)

第4条 専門家会議に座長及び副座長各1人を置き、それぞれ委員の中から市長が指名する。

2 座長は、会務を総括し、専門家会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条の規定による委嘱の日から令和3年3月31日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 専門家会議の会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 専門家会議の議長は、座長とする。

3 専門家会議が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は市長が別に定める。

(庶務)

第8条 専門家会議の庶務は、健康福祉部健康課及び防災安全部安全対策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日から令和2年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条中「武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」とあるのは「武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」と、「日額とし、その額は市長」とあるのは「市長」とする。